

青森労働局からのお知らせ

令和5年9月1日

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方を
見直しましょう

秋の休暇を
楽しんで
心に残る
思い出を。

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

年次有給休暇とは

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。

正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たす全ての労働者に付与されます。

労働基準法において、労働者は

1. 半年間継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば
年次有給休暇を
取得することができます。

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

資料：別添1（10月は「年次有給休暇取得促進期間」です）

「青森働き方改革推進支援センター」をご利用ください（その6）
～これまでの相談事例～

青森働き方改革推進支援センターには、長時間労働の削減、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ等に関する相談が多く寄せられておりますので、その一部を紹介します。なお、当該センターでは各事業場の状況を確認し、実情に合わせたアドバイスを行っておりますので、同様のお悩みがありましたらご相談ください。

【相談事例1】

従業員不足を解消するために、現行の働き方改革に対応し、従業員にとって働きやすい職場環境を整備したい。

【相談事例2】

同一労働同一賃金の取組事項や人事評価の項目設定について知りたい。

【相談事例3】

従業員確保が困難な中で、優秀な人材を確保、また既存の従業員の待遇向上のために、従業員の賃上げを考えており、可能な助成金制度を活用したい。

【相談事例4】

時間外労働の上限規制や時間外労働の縮減、労働時間の適正把握などについて助言指導してほしい。

【相談事例5】

特別条項付き 36 協定の締結内容に違反する長時間労働を労働基準監督署から指摘されたため、改善したい。

お問い合わせ・お申込み先

青森働き方改革推進支援センター（青森県社会保険労務士会館）

〔電話番号〕 0800 - 800 - 1830 〔メール〕 hatarakikata@sr-aomori.info

令和5年度全国労働衛生週間が実施されます！

全国労働衛生週間は、関係者の労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため実施され、昭和25年の第1回実施以来、今年で第74回を迎えます。

令和5年度は、全国労働衛生週間実施要綱に基づき、

「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」

をスローガンとして10月1日から同月7日までを本週間、9月1日から同月30日までを準備期間として実施します。この全国労働衛生週間を契機として、各事業場においては、誰もが安心して健康に働ける職場づくりのため、本週間及び準備期間中に次の事項について実施されるようお願いいたします。

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- ⑥ 下記の事項などについて、日常の労働衛生活動の総点検を行う。
 - ・ 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - ・ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
 - ・ 転倒・腰痛災害の予防及び「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進に関する事項
 - ・ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

問い合わせ先：労働基準部健康安全課 〔電話番号〕 017 - 734 - 4113

資料：別添2（第74回全国労働衛生週間）